

有害物質一覧（法施行令第 2 条）

番号	有害物質名
1	カドミウム及びその化合物
2	シアン化合物
3	有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン 及びEPNIに限る。)
4	鉛及びその化合物
5	六価クロム化合物
6	砒素及びその化合物
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
8	ポリ塩化ビフェニル(PCB)
9	トリクロロエチレン
10	テトラクロロエチレン
11	ジクロロメタン
12	四塩化炭素
13	1,2-ジクロロエタン
14	1,1-ジクロロエチレン

番号	有害物質名
15	1,2-ジクロロエチレン
16	1,1,1-トリクロロエタン
17	1,1,2-トリクロロエタン
18	1,3-ジクロロプロペン
19	チウラム
20	シマジン
21	チオベンカルブ
22	ベンゼン
23	セレン及びその化合物
24	ほう素及びその化合物
25	ふつ素及びその化合物
26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜 硝酸化合物及び硝酸化合物
27	塩化ビニルモノマー
28	1,4-ジオキサン

※ ガソリンや軽油等は有害物質に該当しません。また、PCB を含む機器の保有についても、有害物質を貯蔵していることにはなりません。